

『未解決の戦後補償』より

12.11.18 リブインピース@カフェ

朝鮮人強制連行・強制労働

(1) 実態

- ・ 国家総動員法に基づく「労務動員計画」(1939年～)による
 - 「募集」(39年9月～42年2月)
 - 「官斡旋」(42年2月～45年3月)
 - 「徴用」(44年9月～敗戦)
- ・ 約70万人を朝鮮半島から日本国内、南洋諸島、サハリンなどの企業・事業所に

(2) 補償を要求する闘い

- ・ 90年代以降、9つの訴訟
 - 三菱重工長崎訴訟、日本鋼管訴訟、など
 - 「国家無答責」論、時効・除斥などを理由とする請求棄却
 - ただし、当初は日韓請求権協定を理由とはしていなかった 日本政府も同協定は個人の請求権を消滅させた訳ではないと解釈
- ・ 日本政府の補償回避の論拠の変化
 - 90年代末から2000年にかけて、日韓請求権協定第2条を前面に出すように
 - 関釜裁判山口地裁での損害賠償判決(98年4月)、米カリフォルニア州のトム・ヘイデン法(97年7月)を根拠とする集団訴訟などによる危機感。米政府に働きかけ「サンフランシスコ平和条約で賠償問題はすべて決着済み」との見解を引き出す。裁判の棄却理由も変更。
- ・ 01年11月、韓国人元BC級戦犯裁判で「立法府の裁量」「未払い金の請求権は消滅」との判決
 - 司法救済の道を閉ざす
- ・ 和解
 - 釜石訴訟(97年9月)、日本鋼管訴訟(99年4月)、不二越訴訟(00年07月)
 - しかし、これ以降和解は途絶える
- ・ ILOへの申し立て
 - 「強制労働に関する条約」に基づく
 - 97年申し立て。99年強制労働条約違反と認定
 - 日本政府は放置

(3) 韓国内の動き

- ・ 00年5月、日本で敗訴した原告が三菱重工釜山営業所を被告とする訴訟
 - 日韓交渉文書の公開を請求
 - 05年2月全面公開

・ 真相糾明のための法制定要求運動

04 年 11 月「日帝独占下強制動員被害真相糾明特別法」 被害の認定

・ 05 年 8 月、日韓請求権協定に関する韓国政府の最終見解

請求権協定は、植民地支配賠償を請求するものではなく、両国間の財政的・民事的債権・債務関係を解決するため、日本政府・軍などが関与した反人道的不法行為は請求権協定によって解決しておらず、日本政府の法的責任は残っている、など

・ 07 年 12 月「太平洋戦争前後国外強制動員被害者等支援法」

軍事独裁政権が曖昧にしてきた、韓国政府としての責任を明確化し、補償

・ 11 年 8 月韓国憲法裁判所が「元日本軍『慰安婦』原爆被害者が日本国に対して持つ損害賠償請求権に関する紛争を、日韓請求権協定 3 条による仲裁手続きにより解決しない韓国政府の不作为は憲法違反」

韓国政府は日本政府に外交協議を提起 初の第 3 条発動

・ 12 年 5 月、韓国大法院（最高裁）で画期的判決

日鉄、三菱重工に強制連行された被害者の訴訟で、原告敗訴の下級審判決を破棄し、差し戻し

時効、別会社論、日韓請求権協定による消滅をすべて否定

日本の裁判所判決の「既判力」も否定 日本の司法は朝鮮植民地支配を合法とし、強制連行を免罪しており、「大韓民国憲法の革新的価値と正面から衝突する」

日韓請求権協定

第二条

1 . 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条（ a ）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

第三条

1 . この協定の解釈及び実施に関する両締約国の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

2 . 1 の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であつてはならない。

4 . 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする。

中国人強制連行・強制労働

(1) 実態

- ・ 1942年11月、東条内閣閣議決定「華人労務者内地移入に関する件」
「労務者」「事変」と称することでジュネーブ条約によるやハグ条約捕虜保護の適用を免れる
- ・ 花岡蜂起 象徴的事件
秋田県花岡鉱山の花岡川の改修工事などを請け負った鹿島組への、44年7月以降の被連行者986人、45年6月までにうち137人が死亡
45年6月30日、800人が蜂起。翌7月1日憲兵、警察、警防団の弾圧により総計419人が死亡
- ・ 「華人労務者就労事情調査報告書」(「幻の外務省報告書」93年5月発見)
強制連行された中国人の氏名、年齢、出身地、死亡した場合の詳細などを記載(表2・3)
43年4月～45年6月に、38935人が連行、6830人が日本で死亡。死亡率は17.5%
・ 戦後、使役企業は、中国人受け入れにより「損失」を被ったとして補償金を受ける。
総額5672万円(表4)

表2 被連行中国人の産業別事業所および配置数

産業別	事業目的	事業場数	配置数	構成比
土産業	発電所建設	13	6,076人	11.9%
	飛行場建設	8	3,428	6.7
	鉄道港湾建設	6	1,575	3.1
	地下工場建設	6	2,148	4.2
	工場建設	1	580	1.1
	鉄道除雪	2	666	1.3
	小計		36	14,473
鉱山業	石炭採掘	42	17,433	34.1
	銅鉱採掘	9	4,382	8.6
	水銀鉱採掘	7	3,077	6.0
	鉄鉱採掘	68	1,397	2.7
	その他鉱石採掘	5	999	2.0
	精錬	1	132	0.3
小計		70	27,420	53.6
造船業		4	1,210	2.4
港湾荷役		25	18,073	15.8
合計		135	51,176	100.0

出典:『外務省報告書』第1分冊、27～28ページより作成。
なお事業場間の移動を含む延べ人数となっている。

表3 被連行中国人の地域別、事業場数および配置数

地域	事業場数	配置数	構成比
北海道	58	19,631人	38.4%
東北	9	4,008	7.8
関東	7	3,505	6.8
中部	25	10,188	19.9
近畿	7	2,708	5.3
中国	5	1,332	2.6
四国	1	678	1.3
九州	23	9,126	17.8
合計	135	51,176	100.0

出典:前掲書、第1分冊28～29ページより作成。

表4 中国人使役企業別、政府補償額

企業	事業場数	華劣移入数(人、%)	政府補償額(円、%)
地崎組	11	1,741 4.5	3,443,502 6.1
川口組	6	2,660 6.8	4,319,889 7.6
土屋組	5	900 2.3	1,828,525 3.2
菅原組	4	784 2.0	1,629,435 2.9
新井組	3	573 1.5	1,190,783 2.1
伊藤組	2	499 1.3	803,397 1.4
瀬崎組	1	299 0.8	603,380 1.1
鉄道工業	7	1,608 4.1	2,803,745 4.9
鹿島組	5	1,888 4.8	3,461,544 6.1
鉄道建設工業	2	西松組に包含	
間組	5	1,172 3	2,775,887 4.9
飛島組	3	584 1.5	1,291,256 2.3
大成建設	1	299 0.8	644,374 1.1
西松組	1	543 1.4	757,151 1.3
熊谷組	7	1,705 4.4	2,872,958 5.1
小計	63	15,253 39.2	28,425,826 50.1
野村鉱業	1	195 0.5	1,247,818 2.2
明治鉱業	1	200 0.5	92,322 0.2
北海道炭鉄汽船	4	1,311 3.4	4,500,871 7.9
井草鉱業	3	1,194 3.1	86,888 0.2
日本鉱業	3	1,305 3.4	2,264,685 4.0
日鉄鉱業	7	1,793 4.6	2,179,222 3.8
同和鉱業	2	498 1.3	672,269 1.2
古河鉱業	1	257 0.7	28,615 0.0
綜戦鉱業	1	200 0.5	53,990 0.1
宇久須鉱業	1	199 0.5	73,212 0.1
日本冶金工業	1	200 0.5	771,000 1.4
宇部興産	1	291 0.7	28,599 0.0
貝島炭鉄	2	499 1.3	267,226 0.5
三菱鉱業	9	2,709 7	2,869,060 5.1
三井鉱山	10	5,517 14.2	7,745,206 13.7
小計	47	16,368 42	22,880,983 40.3
三井造船	1	132 0.3	—
播磨造船	1	490 1.3	—
藤永田造船	1	161 0.4	78,220 0.1
東日本造船	1	431 1.1	—
小計	4	1,215 3.1	78,220 0.1
海運業界	21	6,099 15.7	5,340,445 9.4
総計	135	38,935 100	56,725,474 100.0

出典:『外務省報告書』第3分冊、59～61ページより作成。
なお数字が合わないところがあるが、原典のまま。単純に計算すると、中国人1人当たり1,457円となる。

(2) 補償を要求する闘い

・花岡訴訟

89年12月、耿諄氏らが鹿島建設あてに公開書簡

公式謝罪、後世の教育に資するために記念館建立、1人500万円の賠償金支払い
90年7月、鹿島建設と「共同発表」。「企業としても責任があると認識し、深甚な謝罪の意を表明」、「協議を続け、問題の早期解決をめざす」

「幻の外務省報告書」を入手

95年6月提訴 97年12月地裁敗訴(門前払い)

00年11月高裁で和解。鹿島建設が(原告のみでなく)被害者全員のために5億円の基金設立(被害者は約50万円/人を受領)



大館市民が花岡事件被害者を追ったこと、大館は私の第二の故郷と書いた。1987年10月、成田空港

秋空の下、稲刈りも終わった秋田県大館市。鉱山長屋を模した木造の「花岡平和記念館」では、三千数人の市民が、遺影に白い菊の花を捧げた。

花岡事件は、1945年6月30日夜、花岡鉱山に強制連行された中国人労働者が鹿島組(現・鹿島)の補導員の虐待や飢えに怒って蜂起し、鎮圧された。犠牲者は最近の研究で419人になる。大隊長を務めたのが、元国民党軍大尉のこの人だ。

「秋田・花岡事件に学ぶ会」の牛越國昭さん(67)はじめ多くの人が、87年6月、大館を42年ぶりに訪れた大隊長に感銘を受けた。「感銘があり、少しも威張らない。この人だから蜂起できたのだ」と。

中国人強制連行は全国135カ所の4万人に及んだが、一斉蜂起は花岡だけ。損害賠償請求も、2000年11月に東京高裁で成立した和解も、花岡が初めてだった。耿諄さんの存在が歴史を動かした。鹿島が出資した5億円の救済基金を、原告11人ではなく花岡にいた986人全員が受け取るのにこだわり、「私は最後に」と言い続けた。

「徳友会」で司会を務めた、木崎陽子さん(83)が「耿さんはパイチューウ(白酒)がお好きですね。大館の子ともたちと遊ぶ姿が忘れられません」。1953年の遺骨送還から中国人強制連行を問い続けてきた、東京の町田忠昭さん(84)は遺影を手に、木曾御岳山(3067m)に登ったことを報告した。

おおだてユニオンの谷地恒夫さん(72)は「尖閣問題は国と国、僕らは人と人の付き合いで親子みたいなもの」と言う。和解には批判もあるが、全国から募金した約5千万円で建った平和記念館は、耿諄さんのまいた種子が根付き、育っている証でもある。かつて花岡事件を取材した記者にも、遺影がほほえんでいた。(清水浩)

耿諄さん
8月27日死去(老衰)97歳
10月8日徳友会

「花岡事件」原告団長

理不尽にたじろがず 無私貫く

・他の訴訟

リユウリエンレン 劉連仁訴訟 96年提訴、00年原告本人死亡、01年7月地裁勝訴

三井鉱山 02年4月地裁勝訴

新潟リンコーコーポレーション 04年3月地裁勝訴

いずれも高裁敗訴。時効、除斥、国家無答責

日本冶金 04年9月大阪高裁で和解(対象は原告6名のみ)

・西松建設広島訴訟

地裁で敗訴後、04年7月高裁で勝訴

07年4月最高裁で敗訴。「日中共同声明5項で請求権を失った」。一方で、判決文には「国民が個人として有する請求権の放棄を含む趣旨がどうか、必ずしも明らかとはいえない」(この点については同声明に「いかなる」がなくなった経緯を考慮すべき)、「被害の救済に向けた努力」を期待と付言

09年10月東京簡裁で和解 360人全体について2億5000万円を信託

花岡和解よりさらに前進した点

和解条項に直接「謝罪」を盛り込む

和解条項に「記念碑建立」を明記

「確認書」に「法的責任」についての双方の見解
和解に参加しない被害者を拘束しないことを確認
被害者は約 70 万円 / 人を受領

10 年 4 月 西松の信濃川事業場でも 183 人全体について和解成立

- ・ 西松和解の影響
- ・ 三菱マテリアルが、国が責任を分担することを条件に、和解の意志
12 事業場、被連行者 3765 人
国の責任追及が一層重要となる

日中共同声明

五 中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。